

# RE Crowd® 1号十和田八斗沢ファンド匿名組合契約約款

第1号投資案件 青森県十和田市八斗沢における太陽光発電事業

## 匿名組合契約約款

営業者：

合同会社 RECF 電子募集 1号

代表社員 一般社団法人 地球温暖化防止協会

職務執行者 山室 裕幸

本店住所：東京都千代田区丸の内二丁目 2番 1号

私募取扱業者兼運営者：

株式会社 EF インベストメント

代表取締役 渡邊 寿

本店住所：東京都千代田区丸の内二丁目 2番 1号

TEL: 03-6810-0203

(金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 2474 号)

本約款は、本匿名組合員となるお客様と、営業者となる合同会社 RECF 電子募集 1 号との間に成立する RECrowd® 1 号十和田八斗沢ファンド匿名組合契約（以下、「本匿名組合契約」といいます。）の内容を定めるものです。疑義を避けるために付言すると、本私募の取扱業者及び運営者は、本匿名組合契約の当事者とはならず、本匿名組合契約上の義務を一切負いません。

なお、本匿名組合契約に基づき本事業から生ずる収益の配当または本事業に係る財産の分配を受けることができる権利は、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号の適用によって有価証券とみなされ、金融商品取引業者である株式会社 EF インベストメントが私募の取扱い（以下、「本私募の取扱い」といいます。）を行います。

## 第 1 条（定義）

本匿名組合契約において使用される用語につきましては、それぞれ次のとおり定義します。

- (1) 「営業者」  
本匿名組合契約における営業者として第 3 条に定める者をいいます。
- (2) 「匿名組合契約」  
商法（明治 32 年法律第 48 号：その後の改正を含みます。）第 535 条に規定される、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をして、相手方がその営業から生ずる利益を匿名組合員に分配することを約する契約のことをいいます。
- (3) 「本匿名組合」  
本匿名組合契約に基づき組成された匿名組合をいいます。
- (4) 「本匿名組合員」  
本匿名組合契約における匿名組合員であり、本匿名組合契約に基づき本事業のために営業者に対して資金を払い込む者をいいます。
- (5) 「匿名組合出資金」  
本匿名組合契約に基づき、本匿名組合員より本事業のために出資される金額のことをいいます。（取引 1 単位(1 口)当たりの金額 × 口数。）
- (6) 「匿名組合出資金総額」  
匿名組合出資金の総額をいいます。
- (7) 「優先出資者」  
本匿名組合における優先出資部分に出資する者を個別に又は総称していいます。
- (8) 「劣後出資者」  
本匿名組合における劣後出資部分に出資する者を個別に又は総称していいます。劣後出資者及びその出資する額が確定次第、ウェブサイト『RECrowd®』(<https://www.recf.jp>)に掲示します。
- (9) 「優先出資」  
優先出資者による本匿名組合に対する出資を個別に又は総称していいます。
- (10) 「劣後出資」  
劣後出資者による本匿名組合に対する出資を個別に又は総称していいます。

- (11) 意図的に削除
- (12) 「本私募の取扱業者」  
本匿名組合契約に係る本私募の取扱いを行う金融商品取引業者（関東財務局長（金商）2474号）である株式会社 EF インベストメントのことをいいます。
- (13) 「運営者」  
合同会社 RECF 電子募集1号にかわり、太陽光発電設備の管理、分配金、償還金の支払いを行う会社である株式会社 EF インベストメントのことをいいます。
- (14) 「匿名組合出資金管理口座」  
本匿名組合契約第15条第2項に定める金融機関預金口座をいいます。
- (15) 「当ウェブサイト」  
本私募の取扱業者がインターネット上において本匿名組合契約の締結、会計報告、その他関連業務を行うために開設するページのことをい、具体的にはウェブサイト『RE Crowd®』(<https://www.recf.jp>)を指します。
- (16) 「匿名組合財産」  
本事業に関連して営業者が取得し保有する財産のうち、匿名組合出資金（他の出資者に係る匿名組合出資金を含みます。）およびこれを運用して取得した財産をいいます。
- (17) 「純利益」  
純利益とは、各計算期間において営業者が匿名組合財産を本事業により運用して得られた利益のことをいいます。
- (18) 「計算期間」  
第10条第2項に規定する、営業者が本事業によって生じる損益の計算を行う単位となる期間をいいます。
- (19) 「計算期日」  
各計算期間終了日であり、当該計算期間における計算の基準日となります。なお、計算期間の終了予定日より前に解散する場合等、営業者の法人税法上の事業年度が終了し、または終了したとみなされる日が到来した場合においては、計算期間もその日に終了したものとみなします。
- (20) 「優先出資利回り」  
優先出資者の出資金に対する利回りは年利4.5%とします。
- (21) 「現金分配日」  
本匿名組合契約に基づく利益の分配金や匿名組合出資金の返還日のことをいいます。なお、営業者は、現金分配日に本匿名組合員の指定する銀行口座に分配金の振込をします。
- (22) 「現金分配原資」  
各計算期間において分配可能である本事業より生じた余剰資金をいいます。
- (23) 「最低成立金額」  
金100,000円をいいます。
- (24) 「募集総額」

金 10,500,000 円をいいます。

(25) 「募集総額（優先出資）」

金 5,000,000 円をいいます。

(26) 「募集総額（劣後出資）」

募集総額と優先出資に応募した額の差額をいいます。

(27) 「出資申込総額」

本事業に対する匿名組合契約に基づく出資を希望する個人もしくは法人による申込みに係る出資金額の合計額をいいます。

(28) 「他の出資者」

本事業のために、営業者との間で個別に匿名組合契約を締結している本匿名組合員以外の匿名組合員をいいます。

上記の定義は、あくまでも本匿名組合契約上のもので、関係法令、その他各業界での慣習や定義と必ずしも一致するものではありません。

## 第2条（目的）

1. 本匿名組合契約の定めるところに従い、本匿名組合員は、営業者が営む本事業に対する出資を行うものとし、営業者は本事業から生ずる利益を本匿名組合員に分配するものとします。
2. 営業者および本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号：その後の改正を含みます。）第535条に規定される匿名組合契約であることを確認します。
3. 本匿名組合契約に基づく営業者と本匿名組合員の間の関係は、本匿名組合を構成するものにすぎず、いかなる目的のためにも他のいかなる関係をも創設するものではないものとします。両当事者間で別途明確に合意された場合を除き、営業者は、本匿名組合契約の出資金を用いて本事業以外のいかなる事業にも従事しないものとします。

## 第3条（営業者）

本匿名組合の営業者は以下のとおりとします。

営業者 : 合同会社 RECF 電子募集1号  
代表社員 : 一般社団法人 地球温暖化防止協会  
職務執行者 山室 裕幸  
本店住所 : 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

## 第4条（本事業）

本匿名組合契約に従い、営業者は、出資された金銭を充てて、以下の事業（本匿名組合契約において「本事業」といいます。）を行うものとします。

- (1) 事業内容：太陽光発電事業およびこれに附帯する一切の業務
- (2) 事業場所：青森県十和田市大字八斗沢字八斗沢168番2
- (3) 上記太陽光発電事業に係る太陽光発電所名：青森県十和田市八斗沢における太陽光発

## 電事業

### 第5条（本匿名組合契約の成立）

1. 本匿名組合員は、本匿名組合契約に従い本事業のために出資をし、営業者は本事業より生じる利益を本匿名組合員に分配することを目的として、本約款に定めるもののほか、匿名組合出資金その他の本匿名組合契約の内容を取り決め、双方がこれに合意することにより、本匿名組合契約は成立します。なお、本匿名組合契約の成立により、本約款は本匿名組合契約と一体のものとして当然にその内容を構成するものとします。
2. 本事業のための出資を希望する個人もしくは法人（以下、「申込者」といいます。）は、当ウェブサイトを通じて本匿名組合契約の申込みを行うものとします。
3. 本匿名組合契約の申込みの時点（本私募の取扱業者が、申込者が入力・送信した申込内容を本私募の取扱業者の電算システムにおいて受信した時点をいいます。）において、出資申込総額が募集総額に達した段階で、募集終了とし、当該時点以降になされた本匿名組合契約の申込みは効力を有さないものとします（申込先着順）。
4. 出資申込総額が最低成立金額に到達した場合には、営業者は、本私募の取扱業者をしてその旨を申込者に通知するものとし、当該申込者に対する当該通知をもって、当該申込者による本匿名組合契約の申込みに対する営業者の承諾が行われ、申込期間内に目標募集総額に到達しない場合であっても本匿名組合契約は成立するものとします。本匿名組合契約の募集の取扱期間の終了日において出資申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合または到達しないことが明らかであると営業者が合理的に判断した場合は、営業者は、その裁量において、当該申込者による本匿名組合契約の申込みに承諾して本匿名組合契約を成立させるかどうかを決定し、本私募の取扱業者をして当該決定の内容を申込者に通知するものとします。また、本事業の実施が困難であると営業者が合理的に判断した場合、その他やむを得ない事由により本事業の開始が困難となった場合には、営業者は、本匿名組合契約の申込みに対する承諾を行わず、本匿名組合契約を成立させない、または本匿名組合契約を解約することができるものとし、本私募の取扱業者をしてその旨を申込者に通知するものとします。
5. 前項の規定により本匿名組合契約が成立する場合には、本匿名組合員は、本匿名組合契約の成立日から起算して10日以内に、営業者が指定する金融機関口座に1口あたりの金額（10万円）に申込口数を乗じた金額の匿名組合出資金の払い込みを行うものとします。本匿名組合員が本匿名組合契約の成立日から起算して10日以内に匿名組合出資金の払い込みを行わなかった場合には、営業者は何ら催告なしに、本契約を直ちに解約することができるものとします。

### 第6条（審査の実施・協力義務）

1. 本私募の取扱業者は、本匿名組合契約に係る本私募の取扱いを行う前に、あらかじめ、一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」（以下「電子募集規則」）第18条及び第19条の規定に従って審査を行うものとします。

2. 営業者及び運営者は、本私募の取扱業者に対して、前項の審査に必要な情報の提供その他の協力をを行うものとします。
3. 本私募の取扱業者は、第1項の審査の結果、本匿名組合契約に係る本私募の取扱いを行うことが適当と認められないと判断した場合には、営業者に対して速やかにその旨を通知するものとします。この場合、本契約の他のいかなる規定にかかわらず、本私募の取扱業者は、本匿名組合契約に係る本私募の取扱いを行わないものとします。

#### 第7条（出資）

1. 申込者は、第5条の規定に従い、本私募の取扱業者を通じて、営業者と本匿名組合契約を締結します。本私募の取扱業者は、本匿名組合契約の申込みについて、取扱期間を2026年2月3日から2026年2月16日とし、当該取扱期間以外の時点においてなされた本匿名組合契約の申込みは効力を有さないものとします。ただし、同期間中であっても営業者が本匿名組合契約の募集を終了したときは、そのときをもって募集を終了し、当該終了以降になされた本匿名組合契約の申込みは効力を有さないものとします。募集の取扱期間の終了および延長に関しては、営業者の判断で変更できるものとします。
2. 営業者は、優先出資については出資総額が募集総額（優先出資）に達するまで、劣後出資については募集総額に達するまで、本匿名組合員以外の第三者との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れができるものとします。ただし、匿名組合契約は、同一の出資区分（優先出資及び劣後出資）にかかるものについては、すべて同一の条件の契約とし、本匿名組合契約の規定と矛盾または抵触する内容であってはならないものとします。
3. 営業者は、本匿名組合員に対して匿名組合出資金以外の資金の拠出を求めるることはできません。

#### 第8条（競業等）

本匿名組合員は、営業者が本事業と類似し、競合しうる太陽光発電事業を営むことを承諾します。

#### 第9条（契約期間および最終現金分配日）

1. 本匿名組合契約は、本匿名組合契約成立日からその効力を発します。
2. 本匿名組合契約の契約期間および最終現金分配日は以下の通りです。なお、最終現金分配日はあくまで予定であり、営業者は、最終現金分配日において本匿名組合契約に基づく現金の分配が行われることを一切保証しません。

契約期間	2026年3月1日～2026年12月31日
最終現金分配日	2027年2月26日（予定）

#### 第10条（計算期間）

1. 営業者の法人税法上の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までです。
2. 営業者が本事業によって生じる損益の計算を行う単位となる計算期間は、毎年1月1日

から同年 12 月 31 日まで、ただし、初年度においては、3 月 1 日～12 月 31 日までです。

#### 第 11 条（匿名組合出資金の所有権の帰属および本匿名組合員の損失分担の責任）

1. 本事業に関して営業者が取得した一切の権利、施設および設備は、営業者に帰属し、本匿名組合員には帰属しません。
2. 営業者は、匿名組合出資金を本事業のためにのみ使用することができます。
3. 営業者は、本匿名組合員に対して匿名組合出資金の返還を保証する義務を負いません。
4. 本匿名組合員の損失の負担額は、匿名組合出資金を限度とします。
5. 本匿名組合員は、本事業の取引先に対して、一切の責任を負いません。
6. 本匿名組合員は、自己の氏もしくは氏名を営業者の商号中に用いることまたは自己の商号を営業者の商号として使用することを許諾したときは、その使用以後に生じた債務については、営業者と連帶してこれを弁済する責任を負います。

#### 第 12 条（業務状況に係る通知および報告）

1. 営業者は、計算期日の 3 ヶ月後の応当日の属する月の末日（末日が、土日祝日の場合は、翌営業日）までに、本事業に関する業務の状況に係る通知および報告を、書面による方法、当ウェブサイトからダウンロードすることができる状態に置く方法、当ウェブサイトに備えられた電子ファイルを利用する方法または電子メールによる方法のいずれかの方法により行うものとします。営業者は、同通知および報告が書面による場合は、直接の手渡しまたは各当事者の住所または所在地宛への郵便にて行うものとします。本匿名組合員は、かかる方法により本匿名組合契約に基づく営業者の通知および報告がなされることにつき、異議なく承諾します。
2. 本匿名組合員は、営業者の営業時間内に限り、営業者に対し、本事業に係る財務諸表の閲覧を求め、業務および財産の状況について説明を求めるすることができます。ただし、本匿名組合員は閲覧希望日の 30 日前までに営業者へ連絡の上、営業者の承諾を得るものとします。
3. 営業者は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定める電子募集規則に基づいて顧客への情報提供が行われる旨が本匿名組合契約において規定されていることの本私募の取扱業者による確認が要求されている事項に係る情報を、同規則に定める頻度以上の頻度で作成し、本匿名組合員に交付するものとします。営業者は、「電子募集規則」第 24 条に定める情報の提供を計算期間ごとに作成し、本匿名組合員及び本私募の取扱業者に交付するものとします。

#### 第 13 条（会計および損益）

1. 営業者は、本事業に関連する全ての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿を作成し、これを保持するものとします。
2. 本事業における収益、費用は以下のものから構成されます。

##### [収益]

- (1) 本事業により営業者に帰属する収入

(2) 銀行預金利息

[費用]

- (1) 本事業の遂行に関連して営業者が負担すべき費用
- (2) 本事業に関して発生する公租公課
- (3) 銀行手数料
- (4) 弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬および顧問料
- (5) 本匿名組合に関して合理的に発生したその他の費用
- (6) 運営者報酬
- (7) 私募取扱報酬

3. 本匿名組合契約における金額の計算においては、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
4. 各計算期日および本事業終了後、本事業から生じた利益または損失の優先出資者および劣後出資者に対する分配は、次の通りとします。また、本事業による現金の分配については、第18条の定めに従うものとします。
  - (1) 本事業に利益がある場合は、優先出資額に優先出資利回りを乗じた額（以下、想定分配額といいます。）に達するまで、優先出資者が劣後出資者より優先して分配を受け取るものとし、当該金額が想定分配額を上回る場合には、劣後出資者が、現金分配原資の額に満たされるまで、本事業により生じるすべての利益の分配を受けるものとします。
  - (2) 第9条第2項に定める契約期間満了後、損失が生じた場合には、まず、劣後出資者において当該損失を負担するものとし、劣後出資全部をもっても補填できない部分について、優先出資額を限度として優先出資者が負担するものとします。

第14条（営業者報酬）

営業者は、本事業の遂行、業務執行に対する報酬として、各計算期間満了から3ヶ月以内に分配可能額の5%（消費税別）を受け取る権利を有するものとします。

第15条（匿名組合財産の分別管理）

1. 営業者は、匿名組合出資金に係る分別管理について金融商品取引法第40条の3および金融商品取引業等に関する内閣府令第125条その他の法令に定める基準を満たすものとします。
2. 営業者は、匿名組合財産である金銭を、下記の匿名組合出資金管理口座にて分別管理します。

GMOあおぞらネット銀行 本店 普通預金口座

住所 : 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

口座名義 : 合同会社 RECF電子募集1号 出資金専用管理口座

口座番号 : 1870150

3. 営業者は、匿名組合財産以外の金銭を匿名組合出資金管理口座とは異なる口座において管理するものとします。

## 第16条（モニタリングに対する協力義務）

営業者は、本私募の取扱業者に対して、本私募の取扱業者が電子募集規則に基づく出資対象事業の状況等の確認、調査等を行うために必要な情報の提供その他の協力をを行うものとします。

## 第17条（営業者と運営者との委託契約における協力義務）

営業者は、本事業の全部または主要な業務を委託する場合には、あらかじめ、委託先との間で、次の事項を規定した契約を締結するものとします。

- ① 当該委託先が、本私募の取扱業者に対して、本私募の取扱業者が電子募集規則第18条及び第19条に基づく審査および同規則第25条に基づく確認、調査等を行うために必要な情報の提供その他の協力をを行う義務を負うこと
- ② 当該業務を再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）する場合には、当該再委託に係る契約に前号に掲げる事項を規定すること

## 第18条（現金分配目標）

本匿名組合員への分配目標は、出資金に各計算期間の予定分配利回りを乗じた額の総額とします。現金分配金は、利益の分配金と出資金の返還金を合算したものです。現金分配目標は、あくまで目標であり、確定したものではなく、営業者は、現金分配目標を達成する義務を一切負いません。

- (1) 営業者は、各計算期日のつど、匿名組合出資金に各計算期間の予定分配利回りを乗じた額を現金分配原資から分配することを現金分配目標とします。営業者の判断により、現金分配目標を超えて分配を行う場合があります。なお、分配方法は、本匿名組合員の指定した口座への振込にて行います。また、現金分配原資が匿名組合出資金に各計算期間の予定分配利回りを乗じた額の総額に満たない場合には、本匿名組合員に対して、匿名組合出資金の割合に応じて、現金分配原資を分配します。
- (2) 出資元本の早期回収、投資收益率の向上その他の理由により匿名組合員に有利であると営業者が合理的に判断する場合は、営業者は、その裁量により決定した額を、出資金の一部または全部の返還として、本匿名組合員の出資口数に応じて現金で払い戻すものとします。
- (3) (1) の利益分配は、第13条の規定に従い、現金分配目標額に達するまで受けるものとします。契約期間の終了前であっても、本匿名組合員の出資金の全部の返還（疑義を避けるために付言すると、当該返還額は、匿名組合出資金と必ずしも一致しません。）および利益の分配が完了した場合、本匿名組合契約は終了します。
- (4) 営業者が、所得税法第210条等、法律により、本匿名組合契約に対する現金分配金について、所得税の源泉徴収金額等の何らかの金額を減額または控除しなければならない場合、営業者は当該金額を減額または控除し、源泉所得税徴収票その他の減額または控除に関する法定調書等を、適時に本匿名組合員に提供します。本匿名組合員は、当

該減額または控除に予め同意するものとします。この場合、本匿名組合員は営業者に対して支払額の増額または追加の支払いを要求しません。

- (5) 営業者は、本私募の取扱業者に本匿名組合契約の出資に関する募集の取扱業務を委託します。本匿名組合に係る手数料として本私募の取扱業者への私募の取扱報酬が金50,000円（消費税別）支払われるものとします。

#### 第19条（自己責任・不保証）

本匿名組合員は、本匿名組合契約に関する契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解するものとします。本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本事業の結果について何ら保証するものではありません。

本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づく出資の元本が保証されるものではないこと、分配が保証されるものではないこと、営業者より支払われる分配金額の総額は、本事業の運営状況により出資を行った出資金の総額より少ない場合があり得ること等のリスクを理解し、自らの判断と責任に基づき本匿名組合契約の申込みおよび匿名組合出資金の払い込みを行うことを確認します。

#### 第20条（営業者の地位と責任）

1. 営業者は、本匿名組合契約上の地位並びに本匿名組合契約に基づく権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡等（次条に定義する意味を有する。）することができるものとします。ただし、譲渡等する前に本匿名組合員に書面、当ウェブサイトからダウンロードする方法、当ウェブサイトに備えられた電子ファイルを利用する方法または電子メールによる方法のいずれかの方法によって通知し、その後1ヶ月以内に異議の申立が書面によってなされなければ、譲渡等は本匿名組合員により承認されたとみなされます。
2. 営業者は、本事業を善良なる管理者の注意をもって遂行するものとし、本事業の成功に向けて商業上合理的に要求される努力を行うものとします。
3. 営業者は、本事業を故意および悪意によって執り行い、本匿名組合員に損害を与えた場合のみ損害賠償の責任を負います。第1項の譲渡等があった場合、営業者は譲渡等する日までの責任を負います。営業者としての地位を譲渡等された第三者は、譲渡等された日の翌日から本匿名組合契約上の責任を負います。

#### 第21条（譲渡に関する事項）

1. 本匿名組合員は、本匿名組合契約にかかる契約上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡すること、担保に供すること、またはその他の処分をすること（以下、「譲渡等」といいます。）ができないものとします。ただし、やむを得ない場合かつ営業者が事前に書面により承認した場合に限り、本匿名組合員は、譲渡手数料5,000円（消費税別）を営業者に支払うことにより、かかる譲渡を行うことができます。（かかる場合であっても、本匿名組合契約上の地位並びに本匿名組合契約に基づく権利および義務の一部のみについて譲渡等を行うことはできません。）

2. 本匿名組合員が死亡した場合、本匿名組合員の相続人中、本匿名組合契約上の権利を承継する者（以下、「権利承継者」という。）は、速やかに、その全員が共同して、以下の営業者の指定する必要書類を添付の上、書面にて届け、相続手数料 5,000 円（消費税別）を営業者に支払うことにより、本匿名組合契約上の地位を承継したことを理由として本匿名組合契約上の権利行使することができるものとします。
  - (1) 相続開始の年月日
  - (2) 本匿名組合契約上の権利に関する遺産分割協議の内容およびその成立の年月日
  - (3) 権利承継者の住所・氏名
  - (4) 権利承継者の代表者（以下、「承継者代表者」という。）の住所・氏名
  - (5) その他営業者が指定した書類（除籍簿謄本、遺産分割協議書等）
3. 権利承継者は、承継者代表者を通じ全員が共同して本匿名組合契約上の権利行使するものとします。承継者代表者は、本匿名組合契約に関する一切の事項について全ての権利承継者を代理する権限を有するものとします。
4. 営業者は、第 2 項に定める本匿名組合員の承継者代表者による書面による届出がなされるまでの間、現金分配を留保できるものとします。
5. 権利承継者について相続が開始された場合、その相続人について第 2 項から第 4 項までを準用します。
6. 前条の規定にかかわらず、営業者が支払不能に陥り、または破産、会社更生、民事再生、特別清算もしくはこれらに類似する手続きの申立てがなされた場合など、本事業の実施または継続維持が困難になった場合、営業者の合理的判断により、第三者に営業者の地位（営業者が有する本匿名組合契約上の地位ならびにこれに基づく権利および義務を含みますが、これらに限られません。以下同じ。）を譲渡し、本事業を実施または継続維持することができるものとします。この場合、本匿名組合員は営業者による地位の譲渡について予め異議なく承諾します。
7. 営業者は、合併、会社分割、事業譲渡その他の手法により営業者の資産の全てまたは大部分を譲渡することとなった場合、本匿名組合員に対してかかる手続きを行う旨の事前の通知を行うとともに、当該第三者または新会社をして、本匿名組合契約上の権利義務および本事業にかかる権利義務の全てを承継させるよう努めるものとします。

## 第 22 条（本匿名組合契約の解除）

1. 本匿名組合員は、やむを得ない事由があるとき、および、本匿名組合契約に特段の定めがある場合を除き、本匿名組合契約期間中において、本匿名組合契約を中途解約することはできません。
2. 本匿名組合員および営業者は、本匿名組合契約に別段の定めがある場合を除き、相手方当事者が本匿名組合契約上の義務に違反し、相当の期間を定めてその義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に相手方の義務違反が治癒されない場合は、本匿名組合契約を解除することができます。
3. 前項にかかわらず、本匿名組合員および営業者は、相手方当事者の義務違反の治癒が不可能もしくは極めて困難な場合またはその義務違反が信頼関係を破壊する程度に重大な

場合は、本匿名組合契約を直ちに解除することができます。

4. 営業者は、地震、火災、本事業に関する重要な取引先の倒産、取引先との重要な契約の失効、その他事由の如何を問わず、本事業または本匿名組合契約の継続が著しく困難であると合理的に判断した場合、本匿名組合契約を解除することができます。

#### 第23条（本匿名組合契約の終了）

本匿名組合契約は、本匿名組合契約の他の条項で特に本匿名組合契約の終了原因を定めた場合のほか、以下の事由が生じたときに終了します。なお、この場合、営業者は本匿名組合員に対し、第(3)号の事由が生じたときを除き出資金を返還しますが、出資が損失によって減少したときは、残額を返還すれば足りるものとします。

- (1) 契約期間が満了したとき
- (2) 本匿名組合契約が解除されたとき
- (3) 出資金がすべて返還されたとき
- (4) 契約期間が満了する前であっても、営業者が差押、仮差押、滞納処分による差押を受けた場合には、本匿名組合契約は終了します。なお、終了にあたっては、その理由を明らかにした上で、営業者は本匿名組合契約を終了する旨を本匿名組合員に対して通知します。

#### 第24条（契約期間終了に伴う出資金の返還）

本匿名組合契約が終了した場合には、営業者は、本匿名組合員に対して本匿名組合契約終了日の3ヶ月後の応当日の属する月の末日（以下、「返還日」といいます。）までに、本匿名組合契約の終了日における出資金残高（ただし、本匿名組合契約に基づき本匿名組合員が負担すべき繰越損失がある場合は、その額を控除した残額）および未払いの現金分配の合計額を支払うものとします。本条に基づく出資金の返還は、優先出資額に達するまで優先出資者が劣後出資者に優先して受けるものとします。ただし、営業者は、返還日までの間に、本事業に係る財産（以下、「営業財産」といいます。）の処分または評価を行うことができるものとし、かかる営業財産の処分または評価によって損失が生じたときは、当該損失のうち本匿名組合員が負担すべき額を各匿名組合員の出資比率に応じて算出し、これを出資金残高から控除するものとします。（ただし、将来発生する処分に関する費用に関し、本匿名組合員が一切の負担をしないものとします。）

#### 第25条（クーリング・オフ）

1. 申込みの撤回および契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）に関しては、当ウェブサイトにおける本匿名組合契約の申込みをした日から起算して8日以内の間（以下、「クーリング・オフ期間」といいます。）に限り、原則として、お客様ご自身が、登録された電子メールとパスワードで当ウェブサイトにログインし、お客様専用のページ（以下、「マイページ」といいます。）の「現在申込み中の商品」一覧にて取消ボタンを押すことで、当該申込みの撤回または当該申込みに係る本匿名組合契約の解除ができるものとします。

2. 前項の場合において、営業者は、本匿名組合契約の解除時に申込者より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の申込みの撤回または解除後30日以内に本匿名組合員が事前に登録した金融機関の口座に返還すれば足り、これ以外のいかなる責任も負わないものとします。なお、当該金銭の返還にかかる振込手数料については本匿名組合員の負担とします。
3. クーリング・オフ期間の経過後（本匿名組合契約のお申込みをした日から起算して9日目以降）は、申込者の都合による本匿名組合契約の申込みの撤回または契約の解除はできないものとします。
4. なお、本匿名組合契約は、金融商品取引法第37条の6の適用はありません。

#### 第26条（通知）

1. 本匿名組合契約に係る通知はすべて、書面による方法、当ウェブサイトからダウンロードすることができる状態に置く方法、当ウェブサイトに備えられた電子ファイルを利用する方法または電子メールによる方法のいずれかの方法によるものとします。同通知が書面による場合は、直接の手渡しまたは各当事者の住所または所在地宛への郵便にて行われるものとします。
2. 本匿名組合員は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、その他営業者に届け出た事項（法人の場合は、法人名、代表者名、所在地、お取引担当者様情報、その他を含む。）に変更があった場合には、直ちに所定の方法によりその旨の届出を行うものとします。
3. 前項の届出を怠ったために、本匿名組合契約に基づき行われた通知が遅延し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとします。

#### 第27条（表明および保証）

1. 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約の締結時点において次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
  - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を遂行し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な機能および権利を有していること。
  - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行および本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者はかかる本匿名組合契約の締結および履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上および営業者において必要とされる一切の手続きを履践していること。
  - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
  - (4) 営業者の財務、経営の状況または営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行もしくは本匿名組合契約により企図される取引の

実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停および行政手続きも係属していないこと。

- (5) 営業者は、現在債務超過、支払不能または支払停止の状態ではなく、破産手続開始、民事再生手続開始その他営業者について適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
2. 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結時点において次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、本匿名組合員は、各条項に従い執行可能であること。
  - (2) 本匿名組合員は、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な意思能力、権利能力、行為能力および権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行および本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の意思能力、権利能力および行為能力の範囲内の行為であること。
  - (3) 本匿名組合員が自然人である場合には、本匿名組合員は、自己を被後見人とする任意後見契約を締結していない成年であり、本匿名組合員に関し、後見開始、保佐開始または補助開始の審判申立ての原因となる事由は存在しないこと。
  - (4) 本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有していること。
  - (5) 本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行および本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結および履行ならびに当該取引の実行につき、関連法令上および本匿名組合員の内部規程において必要とされる一切の手続きを履践していること。
  - (6) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、履行および取引の実行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾もしくは同意等またはそれらに対する通知等が要求されることなく、かつ、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結および履行は、適用法令、本匿名組合員の定款その他の内部規則、本匿名組合員を当事者とする契約、または、本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間の契約等に抵触または違反するものではないこと。
  - (7) 本匿名組合員の経済状況または本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行もしくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停または行政手続きも係属していないこと。
  - (8) 本匿名組合員は支払不能または支払停止の状態ではなく、かつ、本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始、その他本匿名組合員に対し適用あ

る倒産手続開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての原因は存在しないこと。

- (9) 本匿名組合員が本匿名組合契約の規定に従い本私募の取扱業者または営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (10) 本匿名組合員が行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査および評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (11) 本匿名組合員が営業者に入金した本匿名組合員出資金その他の金銭は自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律の第2条第4項に規定する「犯罪収益等」でないこと。

#### 第28条（反社会的勢力等の排除）

本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の申込みおよび締結の各時点において、次の各条に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。

1. 本匿名組合員は、次の各号に定義する者（本匿名組合契約において「反社会的勢力」と総称します。）のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団員による不当行為防止法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいいます。以下、この条において同じ。）を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
  - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不

- 正の中核となっている集団または個人をいいます。)
- (8) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
  - (9) 上記(1)ないし(8)に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (11) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (13) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (14) その他前各号に準ずる者
2. 本匿名組合員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為（本匿名組合契約において「反社会的行為」と総称します。）を行わないこと。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いて本私募の取扱業者の信用を毀損し、または本私募の取扱業者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 営業者は、本匿名組合員が反社会的勢力に該当することまたは反社会的行為を行っていることが判明した場合には、本匿名組合員に対して催告することなく直ちに本匿名組合契約を解除することができます。
4. 営業者は、前項に定める解除によって本匿名組合員に生じた損害を賠償する義務を負いません。

## 第 29 条（責任財産限定特約等）

1. 本匿名組合契約に基づく営業者の本匿名組合員に対する一切の債務は、以下の各号に掲げる財産（以下、「本件責任財産」という。）のみを引当てとし、その範囲でのみ行われ、営業者の他の財産には及ばないものとします。任意の時点において、本件責任財産が全て換価処分され、営業者の債権者に分配・充当されたと仮定した場合に、かかる分配後もなお本匿名組合員の営業者に対する債権が残存するような状況が生じた場合には、当該時点をもって本匿名組合員は上記残存額の限度でその債権を放棄したものとみなします。
- (1) 本匿名組合契約に係る出資金
  - (2) 本事業の為に営業者が国または地方公共団体から交付を受けた助成金および交付金並びに本事業にかかる営業者の拠出金
  - (3) 本事業の為に営業者が借り入れた借入金

- (4) 本事業の為に営業者が取得した一切の権利、施設および設備
  - (5) 営業者が本事業から得た一切の収入
  - (6) 上記に規定する各財産に付随する一切の請求権その他の一切の価値代替物
2. 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づく一切の債権の為に、本件責任財産以外の営業者の財産について強制執行または保全処分を行わず、かつ、かかる強制執行および保全命令を申し立てる権利を予め放棄します。
3. 本匿名組合員は、営業者に対して、破産手続開始、民事再生手続開始その他営業者について適用ある倒産手続開始の申立を行わず、かつ、かかる申立を行う権利を予め放棄します。

#### 第30条（諸費用）

本匿名組合契約において発生する振込手数料、送料等の諸費用は、特段の定めがある場合を除き、本匿名組合員の負担といたします。

#### 第31条（秘密保持義務）

営業者および本匿名組合員は、適用法令、監督官庁を含む行政機関、または業界自主規制団体の要請がある場合、またはその他本匿名組合契約もしくは関連契約に関して必要とされる場合、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本匿名組合契約もしくは関連契約に基づき、またはこれらに知り得た関係当事者に関する情報（本匿名組合員が当ウェブサイトで提供を受けた本事業に関する情報を含みます。）を、第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約または本事業の目的以外に使用しないものとします。なお、本条に基づく義務は、本匿名組合契約終了後もなお効力を有するものとします。

#### 第32条（本匿名組合員による調査）

本匿名組合員は、本事業および本事業にかかる資産の状況につき、商法の規定に従い調査を行うことができるものとします。ただし、これに要する費用は、本匿名組合員の負担とします。

#### 第33条（休日の取扱い）

本匿名組合契約において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日（銀行法に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。）でない場合には、翌営業日を当該日とします。

#### 第34条（修正・変更）

本匿名組合契約の内容は、形式面の変更等、本匿名組合員にとって条件が不利とならない修正または変更については、営業者および本私募の取扱業者の協議のうえ、当該修正または変更をすることができるものとします。営業者は、かかる修正または変更にあたっては、その理由を明らかにした上で、修正または変更後の内容を本匿名組合員に対して当ウェブサイト（<https://www.recf.jp>）で通知します。この場合、本匿名組合員は当該変更について、あら

かじめ異議なく承諾するものとします。

#### 第35条（信義誠実・協議事項）

本匿名組合員と営業者は、信義誠実の原則に則り、権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならないものとし、また本匿名組合契約に定めのない事項および本匿名組合契約の解釈に疑義が生じた場合については、双方で誠意をもって協議の上円満に解決を図るものとします。

#### 第36条（本匿名組合員の協力）

営業者が本匿名組合員に対し、本事業の円滑な遂行のために合理的に必要な協力を求めた場合、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

#### 第37条（準拠法）

本匿名組合契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

#### 第38条（管轄）

本匿名組合員および営業者は、本匿名組合契約に関する紛争につき、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。